

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書  
 (通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の③①欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第65条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第65条第4項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
- 優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①			
累積増差税額	年 月 日の 分 ②		
	年 月 日の 分 ③		
	年 月 日の 分 ④		
	年 月 日の 分 ⑤		
	年 月 日の 分 ⑥		
① から ⑥ の 計 ⑦			
期限内申告税額	年 月 日の確定申告分 ⑧		
	外国税額控除額 ⑨		
	源泉徴収税額 ⑩		
	予定納税額 ⑪		
	災害減免額 ⑫		
	⑧ から ⑫ の 計 ⑬		
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭			
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮			
加重算税の対象となる税額 ⑯			
国 税 通 則 法	通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑯) (1万円未満の端数切捨て) ⑰	
	加重2分	加算税の額 (⑰×%) ⑱	
法	加重4分	加算税の基礎となる税額 (⑮-⑯) (1万円未満の端数切捨て) ⑲	
	加重5分	加算税の額 (⑲×5%) ⑳	
国外財産調書又は財産債務調書	加重5分	加算税の基礎となる税額 ㉑	
	加重10分	加算税の額 (㉑×10%) ㉒	
優良な電子帳簿保存	軽減5分	加算税の基礎となる税額 ㉓	
	軽減5分	加算税の額 (㉓×5%) ㉔	
過少申告加算税の額 (⑱+⑳+㉒-㉔+㉔+㉒-㉓)		⑳	㉕

付表の八の三